

○介護休業規程

(目的)

第1条 この規程は、職員の介護休業、介護休暇、介護のための時間外労働および深夜労働の制限並びに介護短時間労働等に関する取扱いについて定めたものである。

(介護休業の対象者)

第2条 要介護状態にある家族を介護する職員は、この規程に定めるところにより介護休業をすることができる。ただし、臨時職員、パートタイム職員にあっては、次項に定める者に限り、介護休業をすることができる。

- 2 介護休業ができる臨時職員、パートタイム職員は、申出時点において、次のいずれにも該当する者とする。
 - (1) 勤続期間が1年以上であること。
 - (2) 介護休業を開始しようとする日（以下「介護休業開始予定日」という。）から93日を経過する日（93日経過日）を超えて雇用関係が継続することが見込まれること。
 - (3) 93日経過日から1年を経過する日までに労働契約期間が満了し、更新されないことが明らかでないこと。
- 3 第1項の要介護状態にある家族とは、負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、2週間以上の期間にわたり常時介護を必要とする状態にある次の者をいう。
 - (1) 配偶者
 - (2) 父母
 - (3) 子
 - (4) 配偶者の父母
 - (5) 祖父母、兄弟姉妹又は孫であって職員が同居し、かつ、扶養している者
 - (6) 上記以外の家族で本会が認めた者

(介護休業の申出の手続等)

第3条 介護休業をすることを希望する職員は、原則として介護休業開始予定日の2週間前までに、介護休業申出書（様式1）を本会に提出することにより申し出るものとする。

なお、介護休業中の臨時職員、パートタイム職員が労働契約を更新するに当たり、引き続き休業を希望する場合には、更新された労働契約期間の初日を介護休業開始予定日として、介護休業申出書により再度の申出を行うものとする。

- 2 申出は、特別な事情がない限り、対象家族1人につき1要介護状態ごとに1回とする。ただし、第1項後段の申出をしようとする場合にあっては、この限りでない。

- 3 本会は、介護休業申出書を受け取るに当たり、必要最小限度の各種証明書の提出を求めることができる。
- 4 介護休業申出書が提出されたときは、本会は速やかに当該介護休業申出書を提出した者（以下この章において「申出者」という。）に対し、介護休業取扱通知書（様式2）を交付する。

（介護休業の申出の撤回等）

- 第4条** 申出者は、介護休業開始予定日の前日までは、介護休業申出撤回届（様式3）を本会に提出することにより、介護休業の申出を撤回することができる。
- 2 介護休業申出撤回届が提出されたときは、本会は速やかに当該介護休業申出撤回届を提出した者に対し、介護休業取扱通知書を交付する。
 - 3 介護休業の申出を撤回した者について、同一対象家族の同一要介護状態に係る再度の申出は原則として1回とし、特段の事情がある場合について本会がこれを適当と認めた場合には、1回を超えて申し出ることができるものとする。
 - 4 介護休業開始予定日の前日までに、申出に係る家族の死亡等により申出者が家族を介護しないこととなった場合には、介護休業の申出はされなかったものとみなす。この場合において、申出者は、原則として当該事由が発生した日に、本会にその旨を通知しなければならない。

（介護休業の期間等）

- 第5条** 介護休業の期間は、対象家族1人につき、原則として、通算93日間の範囲（介護休業開始予定日から起算して93日を経過する日までをいう。）内で、介護休業申出書に記載された期間とする。
- ただし、同一家族について、異なる要介護状態について介護休業をしたことがある場合又は第9条に規定する介護短時間労働の適用を受けた場合は、その日数も通算して93日間までを原則とする。
- 2 前項にかかわらず、本会は、育児休業・介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（以下「育児・介護休業法」という。）の定めるところにより介護休業開始予定日の指定を行うことができる。
 - 3 職員は、介護休業期間変更申出書（様式4）により、介護休業を終了しようとする日（以下「介護休業終了予定日」という。）の2週間前までに本会に申し出ることにより、介護休業終了予定日の繰下げ変更を行うことができる。
- この場合において、介護休業開始予定日から変更後の介護休業終了予定日までの期間は通算93日（異なる要介護状態について介護休業をしたことがある場合、又は第16条に規定する介護短時間労働の適用を受けた場合は、93日からその日数を控除した日数）の範囲を超えないことを原則とする。

- 4 介護休業期間変更申出書が提出されたときは、本会は速やかに当該介護休業期間変更申出書を提出した者に対し、介護休業取扱通知書（様式2）を交付する。
- 5 次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、介護休業は終了するものとし、当該介護休業の終了日は当該各号に掲げる日とする。
 - (1) 家族の死亡等介護休業に係る家族を介護しないこととなった場合
当該事由が発生した日（なお、この場合において本人が出勤する日は、事由発生の日から2週間以内であって、本会と本人が話し合いの上決定した日とする。）
 - (2) 申出者について、産前・産後休業、育児休業又は新たな介護休業が始まった場合
産前・産後休業、育児休業又は新たな介護休業の開始日の前日
- 6 前項第1号の事由が生じた場合には、申出者は、原則として当該事由が生じた日に、本会にその旨を通知しなければならない。

（介護休暇）

- 第6条** 要介護状態にある家族の介護その他の世話をする職員は、職員就業規程第27条に規定する年次有給休暇とは別に、当該家族が1人の場合は1年間につき5日、2人以上の場合は1年間につき10日を限度として、介護休暇を取得することができる。この場合の1年間とは、4月1日から翌年3月31日までの期間とする。
- 2 介護休暇は、時間単位で取得することができる。
 - 3 取得しようとする者は、原則として、事前に介護休暇申出書（様式5）により本会に申し出るものとする。
 - 4 賃金、賞与、定期昇給および退職金の算定に当たっては、取得期間は通常の労働をしたものとみなす。

（介護のための時間外労働の制限）

- 第7条** 要介護状態にある家族を介護する職員が当該家族を介護するために申し出た場合には、職員就業規程第38条の規定および時間外労働に関する協定にかかわらず、会務の正常な運営に支障がある場合を除き、1ヶ月について24時間、1年について150時間を超えて時間外労働をさせることはできない。
- 2 前項にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する職員からの時間外労働の制限の申出は拒むことができる。
 - (1) 勤続期間が1年未満の職員
 - (2) 1週間の所定労働日数が2日以下の職員
 - 3 申出をしようとする者は、1回につき、1ヶ月以上1年以内の期間（以下この条において「制限期間」という。）について、制限を開始しようとする日（以下この条において「制限開始予定日」という。）及び制限を終了しようとする日を明らかにして、

原則として、制限開始予定日の1ヶ月前までに、介護のための時間外労働制限申出書（様式6）を本会に提出するものとする。

- 4 本会は、時間外労働制限申出書を受け取るに当たり、必要最小限度の各種証明書の提出を求めることができる。
- 5 次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、制限期間は終了するものとし、当該制限期間の終了日は当該各号に掲げる日とする。
 - (1) 家族の死亡等制限に係る家族を介護しないこととなった場合
当該事由が発生した日
 - (2) 申出者について、産前・産後休業、育児休業又は介護休業が始まった場合
産前・産後休業、育児休業又は介護休業の開始日の前日
- 6 前項第1号の事由が生じた場合には、申出者は原則として当該事由が生じた日に、本会にその旨を通知しなければならない。

（介護のための深夜労働の制限）

第8条 要介護状態にある家族を介護する職員が当該家族を介護するために申し出た場合には、職員就業規程第38条の規定にかかわらず、会務の正常な運営に支障がある場合を除き、午後10時から午前5時までの間（以下「深夜」という。）は労働させることができない。

- 2 前項にかかわらず、次のいずれかに該当する職員からの深夜労働の制限の申出は拒むことができる。
 - (1) 勤続期間が1年未満の職員
 - (2) 16歳以上の同居の家族が次のいずれにも該当する職員
 - ① 深夜において就業していない者（1ヶ月について深夜における就業が3日以下の者を含む。）であること。
 - ② 心身の状況が申出に係る家族の介護をすることができる者であること。
 - (3) 1週間の所定労働日数が2日以下の職員
- 3 申出をしようとする者は、1回につき、1ヶ月以上6ヶ月以内の期間（以下この条において「制限期間」という。）について、制限を開始しようとする日（以下この条において「制限開始予定日」という。）および制限を終了しようとする日を明らかにして、原則として、制限開始予定日の1ヶ月前までに、介護のための深夜労働制限申出書（様式7）を本会に提出するものとする。
- 4 本会は、深夜労働制限申出書を受け取るに当たり、必要最小限度の各種証明書の提出を求めることができる。
- 5 制限開始予定日の前日までに、申出に係る家族の死亡等により申出者が家族を介護しないこととなった場合には、申出はなされなかったものとみなす。この場合におい

て、申出者は、原則として当該事由が発生した日に、本会にその旨を通知しなければならない。

- 6 次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、制限期間は終了するものとし、当該制限期間の終了日は当該各号に掲げる日とする。
 - (1) 家族の死亡等制限に係る家族を介護しないこととなった場合
当該事由が発生した日
 - (2) 申出者について、産前・産後休業、育児休業又は介護休業が始まった場合
産前・産後休業、育児休業又は介護休業の開始日の前日
- 7 前項第1号の事由が生じた場合には、申出者は原則として当該事由が生じた日に、本会にその旨を通知しなければならない。
- 8 制限期間中の賃金については、別途定める職員賃金規程に基づく基本給を時間換算した額を基礎とした実労働時間分の基本給と諸手当の全額を支給する。
- 9 深夜労働の制限を受ける職員に対して、本会は必要に応じて昼間労働へ転換させることができる。

(介護短時間労働)

第9条 要介護状態にある家族を介護する職員は、申し出ることにより、対象家族1人当たり通算93日間の範囲内を原則として、職員就業規程第23条の所定労働時間について、以下のように変更することができる。

所定労働時間を午前9時から午後4時まで（うち休憩時間は、正午から午後1時まで1時間とする。）の6時間とする。ただし、同一家族について既に介護休業をした場合又は異なる要介護状態について介護短時間労働の適用を受けた場合は、その日数も通算して93日間までを原則とする。

- 2 申出をしようとする者は、1回につき、93日（介護休業をした場合又は異なる要介護状態について介護短時間労働の適用を受けた場合は、93日からその日数を控除した日数）以内の期間について、短縮を開始しようとする日および短縮を終了しようとする日を明らかにして、原則として、短縮開始予定日の2週間前までに、介護短時間労働申出書（様式8）により本会に申し出なければならない。申出書が提出されたときは、本会は速やかに申出者に対し、介護短時間労働取扱通知書（様式9）を交付する。その他適用のための手続等については、第3条から第5条までの規定を準用する。
- 3 本制度の適用を受ける間の賃金については、別途定める職員賃金規程に基づく基本給を時間換算した額を基礎とした実労働時間分の基本給と諸手当の全額を支給する。
- 4 賞与については、その算定対象期間に本制度の適用を受ける期間がある場合においては、短縮した時間に対応する賞与は支給しない。
- 5 定期昇給および退職金の算定に当たっては、本制度の適用を受ける期間は通常の労働

働をしているものとみなす。

(賃金等の取扱い)

第10条 介護休業の期間については、基本給その他の月毎に支払われる賃金は支給しない。

- 2 賞与については、その算定対象期間に介護休業をした期間が含まれる場合には、出勤日数により日割りで計算した額を支給する。
- 3 定期昇給は、介護休業の期間中は行わないものとし、介護休業期間中に定期昇給日が到来した者については、復職後に昇給させるものとする。
- 4 退職金の算定に当たっては、介護休業をした期間を労働したものとして勤続年数を計算するものとする。

(介護休業期間中の社会保険料の取扱い)

第11条 介護休業により賃金が支払われない月における社会保険料の被保険者負担分は、各月に本会が納付した額を翌月末日までに職員に請求するものとし、職員は本会が指定する日までに支払うものとする。

(復職後の勤務)

第12条 介護休業後の労働は、原則として、休業直前の部署および職務とする。

- 2 前項にかかわらず、本人の希望がある場合および組織の変更等やむを得ない事情がある場合には、部署および職務の変更を行うことができる。この場合は、介護休業終了予定日の2週間前までに正式に決定し通知する。

(年次有給休暇)

第13条 年次有給休暇の権利発生のための出勤率の算定に当たっては、介護休業をした日並びに介護休暇を取得した日は出勤したものとみなす。

(法令との関係)

第14条 介護休業、介護休暇、介護のための時間外労働および深夜労働の制限並びに介護短時間労働等に関して、この規程に定めのないことについては、育児・介護休業法その他の法令の定めるところによる。

附則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成24年7月1日より施行する。

(平成24年6月23日理事会承認)

附則

(施行期日)

- 1 この規程の改正は、平成29年3月18日（理事会承認の日）より効力を生ずる。

様式 1

介護休業申出書

山形県司法書士会
会 長

殿

[申出日] 平成 年 月 日

氏 名

私は、介護休業規程第3条第1項に基づき、下記のとおり介護休業の申出をします。

記

1 休業に係る家族の状況	(1) 氏 名	
	(2) 本人との続柄	
	(3) 家族が祖父母、兄弟姉妹、孫である場合、同居、扶養の状況	同居し扶養を している ・ していない
	(4) 介護を必要とする理由	
2 休業の期間	平成 年 月 日から 年 月 日まで (職場復帰予定日 平成 年 月 日)	
3 申出に係る状況	(1) 休業開始予定日の2週間前に申し出て	いる・いない→申出が遅れた理由 []
	(2) 1の家族の同一の要介護状態について介護休業をしたことが	ない・ある→平成 年 月 日から 年 月 日まで 再度休業の理由 []
	(3) 1の家族の同一の要介護状態について介護休業の申出を撤回したことが	ない・ある→再度申出の理由 []
	(4) 1の家族についてのこれまでの介護休業及び介護短時間労働の日数	日

様式 2

介護休業取扱通知書

殿

平成 年 月 日

山形県司法書士会

会長

あなたから平成 年 月 日に介護休業の〔申出・期間変更の申出・申出の撤回〕がありました。介護休業規程に基づき、その取扱いを下記のとおり通知します（ただし、期間の変更の申出があった場合には下記の事項の若干の変更があり得ます。）。

記

1 休業の期間等	<p>(1)適正な申出がされていたので申出どおり平成 年 月 日から平成 年 月 日まで休業してください。職場復帰予定日は、平成 年 月 日です。</p> <p>(2)申し出た期日が遅かったので休業を開始する日を平成 年 月 日にしてください。</p> <p>(3)あなたは以下の理由により休業の対象者でないので休業することはできません。</p> <p style="text-align: center;">〔 〕</p> <p>(4)あなたが平成 年 月 日にした休業申出は撤回されました。</p> <p>(5)申出に係る対象家族について介護休業又は介護短時間労働ができる日数はのべ93日です。今回の措置により、介護休業又は介護短時間労働ができる日数は残り()日になります。</p>
2 休業期間中の取扱い等	<p>(1)休業期間中については給与を支払いません。</p> <p>(2)所属はそのままとします。</p> <p>(3)あなたの社会保険料本人負担分は、 月現在で1月約 円ですが、休業を開始することにより、 月からは給与から天引きができなくなりますので、月ごとに当会から支払い請求書を送付します。指定された日までに下記へ振り込むか、当会事務局に持参してください。</p> <p>振込先：</p> <p>(4)税については市区町村より直接納税通知書が届きますので、それに従って支払ってください。</p>
3 休業後の労働条件	<p>(1)休業後のあなたの基本給は、 円です。</p> <p>(2)平成 年 月の賞与については算定対象期間に 日の出勤日がありますので、出勤日数により日割りで計算した額を支給します。</p> <p>(3)退職金の算定に当たっては、休業期間を労働したものとみなして勤続年数を計算します。</p> <p>(4)復職後は原則として休業をする前と同じ職務についていただく予定ですが、休業終了1か月前までに正式に決定し通知します。</p> <p>(5)あなたの 年度の有給休暇はあと 日ありますので、これから休業期間を除き平成 年 月 日までの間に消化してください。</p> <p>次年度の有給休暇は、今後 日以上欠勤がなければ、繰り越し分を除いて日の有給休暇を請求できます。</p>
4 その他	<p>家族を介護しなくなる等あなたの休業に重大な変更をもたらす事由が発生したときは、なるべくその日に当会事務局あて電話連絡をしてください。この場合の休業終了後の出勤日については、事由発生後2週間以内の日を本会と話し合ってください。</p>

(注) 上記のうち、1(1)から(4)までの事項は事業主の義務となっている部分、それ以外の事項は努力義務となっている部分です。

様式3

介護休業申出撤回届

山形県司法書士会
会 長

殿

[申出日] 平成 年 月 日

氏 名

私は、介護休業規程第4条第1項に基づき、平成 年 月 日に行った介護休業の申出を撤回します。

様式4

介護休業期間変更申出書

山形県司法書士会

会長

殿

[申出日] 平成 年 月 日

氏名

私は、介護休業規程第5条第3項に基づき、平成 年 月 日に行った介護休業の申出における休業期間を下記のとおり変更します。

記

1 当初の申出における休業期間	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで
2 当初の申出に対する会社の対応	休業開始予定日の指定 ・ 有 → 指定後の休業開始予定日 平成 年 月 日 ・ 無
3 変更の内容	(1) 休業終了予定日の変更 (2) 変更後の休業終了予定日 平成 年 月 日
4 変更の理由 (休業開始予定日の変更の場合のみ)	

(注) 休業開始予定日の変更はできません。

様式 5

介護休暇申出書

山形県司法書士会
会 長

殿

[申出日] 平成 年 月 日

氏 名

私は、介護休業規程第6条第3項に基づき、下記のとおり介護休暇の申出をします。

記

1 申出に係る家族 の状況	氏 名	
	生 年 月 日	
	本人との続柄	
	※同居・扶養の状況	同居し扶養をして いる ・ いない
2 申出理由		
3 申出する日	平成 年 月 日	
4 備 考	取得済日数	日
	今回申出日数	日
	残日数	日

(注1) 当日、電話などで申し出た場合は、出勤後すみやかに提出してください。

3については、複数の日を一括して申し出る場合には、申し出る日すべて記入してください。

(注2) 取得できる日数は、対象となる家族が1人の場合は年5日、2人以上の場合は年10日となります。

(注3) ※同居・扶養の状況は、介護休暇に係る家族が祖父母、兄弟姉妹、孫である場合に記入してください。

様式6

介護のための時間外労働制限申出書

山形県司法書士会
会 長

殿

[申出日] 平成 年 月 日

氏 名

私は、介護休業規程第7条第3項に基づき、下記のとおり介護のための時間外労働の制限の申出をします。

記

1 申出に係る家族の状況	氏 名	
	本人との続柄	
	※同居・扶養の状況	同居し扶養をして いる ・ いない
	介護を必要とする理由	
2 制限の時間	平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 まで	
3 申出に係る状況	制限開始予定日の1ヶ月前に申出をして いる ・ いない → 申出が遅れた理由 []	
4 備 考		

(注) ※同居・扶養の状況は、介護のための時間外労働の制限の申出に係る家族が祖父母、兄弟姉妹、孫である場合に記入してください。

様式 7

介護のための深夜労働制限申出書

山形県司法書士会
会 長

殿

[申出日] 平成 年 月 日

氏 名

私は、介護休業規程第8条第3項に基づき、下記のとおり介護のための深夜労働の制限の申出をします。

記

1 申出に係る家族の状況	氏 名	
	本人との続柄	
	※同居・扶養の状況	同居し扶養をして いる ・ いない
	介護を必要とする理由	
2 制限の時間	平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 まで	
3 申出に係る状況	(1) 制限開始予定日の1ヶ月前に申出をして いる ・ いない → 申出が遅れた理由 [] (2) 常態として1の子を保育できる又は1の家族を介護できる 16歳以上の同居の親族が いる ・ いない	
4 備 考		

(注) ※同居・扶養の状況は、介護のための深夜労働の制限の申出に係る家族が祖父母、兄弟姉妹、孫である場合に記入してください。

様式 8

介護短時間労働申出書

山形県司法書士会
会 長

殿

[申出日] 平成 年 月 日

氏 名

私は、介護休業規程第9条第2項に基づき、下記のとおり介護短時間労働の申出をします。

記

1 申出に係る家族の状況	氏 名	
	本人との続柄	
	※同居・扶養の状況	同居し扶養をして いる ・ いない
	介護を必要とする理由	
2 短時間勤務の期間	平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 まで	
3 申出に係る状況	短時間勤務開始予定日の2週間前に申し出て	いる ・ いない →申出が遅れた理由 []
	1の家族の同一の要介護状態について介護短時間労働をしたことが	ない ・ ある
	1の家族の同一の要介護状態について介護短時間労働の申出を撤回したことが	ない ・ ある →再度の申出の理由 []
	1の家族についてのこれまでの介護休業及び介護短時間労働の日数	日

(注) ※同居・扶養の状況は、介護のための深夜労働の制限の申出に係る家族が祖父母、兄弟姉妹、孫である場合に記入してください。

様式9

介護短時間労働取扱通知書

殿

平成 年 月 日

山形県司法書士会
会長

あなたから平成 年 月 日に介護短時間労働の申出がありました。介護休業規程第9条第2項に基づき、その取扱いを下記のとおり通知します（ただし、期間の変更の申出があった場合には下記の事項の若干の変更があり得ます。）。

記

1 短時間労働の期間等	<ul style="list-style-type: none"> ・適正な申出がされていまして申出どおり平成 年 月 日から平成 年 月 日まで短時間労働をしてください。 ・申し出た期日が遅かったため短時間労働を開始する日を平成 年 月 日にしてください。 <p style="font-size: 2em; margin-left: 1em;">{</p> <p style="margin-left: 2em;">あなたは以下の理由により対象者でないため短時間労働をすることはできません。</p> <p style="font-size: 2em; margin-left: 1em;">}</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(介護短時間労働の場合のみ) 申出に係る対象家族について介護短時間労働又は介護休業ができる日数はのべ93日です。今回の措置により、介護短時間労働又は介護休業ができる日数は残り()日になります。
2 短時間労働期間の取扱い等	<ul style="list-style-type: none"> (1) 短時間労働中の労働時間は次のとおりとなります。 始業(時 分) 終業(時 分) 休憩時間(時 分～ 時 分(分)) (2) (産後1年以内の女性職員の場合) 上記の他、育児時間1日2回30分の請求ができます。 (3) 短時間労働中は原則として所定時間外労働は行わせません。 (4) 短時間労働中の賃金は次のとおりとなります。 <ul style="list-style-type: none"> 1 基本賃金 2 諸手当の額又は計算方法 (5) 賞与及び退職金の算定に当たっては、短時間労働期間中も通常労働をしたものとみなして計算します。
3 その他	<p>お子さんを養育しなくなる、家族を介護しなくなる等あなたの労働に重大な変更をもたらす事由が発生したときは、なるべくその日に総務部長あて電話連絡をしてください。この場合の通常労働の開始日については、事由発生後2週間以内の日を本会与話し合って決定していただきます。</p>